

令和6年第22回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年11月21日(木)

場 所 中村西小学校

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 小 林 三 保

議 題

1 議案

- (1) 議案第29号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

- ①令和5年度決算特別委員会及び令和6年度予算特別委員会における質問項目について
②令和6年度第四回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
③ その他
i その他

4 視察

- (1) 中村西小学校における授業

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時54分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐 川 広

教育振興部教育総務課長

枝 村 聡

同 教育施策課長

竹 岡 博 幸

同 学務課長

杉 山 賢 司

同	学校施設課長	柴	宮	深
同	保健給食課長	唐	澤	貞 信
同	教育指導課長	山	本	浩 司
同	副参事	佐	藤	勝 也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美 紀
同	光が丘図書館長	小	原	敦 子
こども家庭部長		関	口	和 幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太 郎
同	こども施策企画課長	河	野	一 真
同	保育課長	岡	村	大 輔
同	保育計画調整課長	山	口	裕 介
同	青少年課長	小	島	芳 一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健 太
同	在宅育児支援担当課長	長	岡	毅

教育長

ただいまから令和6年第22回教育委員会定例会を開催する。

本日は、中村西小学校の会議室をお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力をいただき感謝する。

また、本日は、案件の最後に授業をご視察いただくのと、午後1時35分から体育館で児童の皆さんとの意見交換会を予定しているので、どうぞよろしくお願いする。

また、学校ということでマイク設備がない。委員の皆様、それから、部課長の皆様におかれては、通常よりも声を張ってご発言いただければと思うので、どうぞよろしくお願いする。

それでは、案件表に沿って進めさせていただく。本日は議案1件、協議2件、報告2件である。また、その後、視察を予定している。

1 議案

- (1) 議案第29号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

初めに議案である。議案第29号「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について、説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この件に関して、ご意見、ご質問などがあればお願いします。

仲山委員

先ほどのお話の中に、説明の中にあっただけかもしれないが、勤務時間の一部というのは、どこまで細かい単位で申請できるのか。

教育指導課長

先ほど新旧対照表の中では、「その期間やその他必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める」ということになるが、現状の育児に係る部分休業の例で申し上げますと、現在、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんを持つ職員に関しては、正規の勤務時間の初め、または終わりに、1日2時間以内で30分単位の部分休業を取ることができるという定めになっている。

仲山委員

例えばそれは30分でも構わないということか。

教育指導課長

おっしゃるとおりである。

岡田委員

今、教育指導課長のご説明で、区の職員の方もそうだと伺ったが、東京都の先生方に対しても同じようなことが適用されるのだろうか。

教育指導課長

こちらは、東京都で適用されるということについては伺っていないが、この休暇の新設に係る経緯としては、令和5年の11月に、特別区長会において、先行自治体で導入されているこういった休暇制度の導入の意向が示されて、特別区の中で一部の自治体がそういった動きをしているといったところである。

教育長

よろしいだろうか。

では、議案第29号については、決定ということではよろしいだろうか。

それでは、議案第29号については決定とする。

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の2件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続といたしたいと思うがよろしいだろうか。

では、そのようにさせていただく。

3 報告

- (1) 教育長報告

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件、ご報告をさせていただく。

それでは、報告の①番についてご説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件に関して何かご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

1 ページ、2 ページ、不登校対策、それから適応指導教室に関してというところであるが、質疑応答の中から、不登校対策に関して新しい施策の提案のようなものはあったか。

教育振興部副参事

不登校の別室対応というものについて、現在、東京都の委託事業として、小学校 5 校、中学校 15 校で支援員を配置している。不登校のお子さんが教室復帰を目指すに当たり、段階的な居場所として非常に効果的であるということを導入している学校から伺っており、拡充について検討を進めているところである。

学校教育支援センター所長

今、委員からご質問のあった新しい提案についてである。具体的には、1 ページの 25 番である。25 番の中で、不登校に悩んでいる保護者を支援するようなガイドブックを作成してはどうかというようなご提案があった。これに関しては、やはり子供が不登校になるということで、不安や焦りを感じている保護者を支援していくということは重要であるというふうな考えから、保護者が悩みを抱えて孤立をしないように、適切な情報や支援につながるような保護者交流会を実施しているというようなご説明をした。それから、今後もさらに保護者への支援などを進めていくために、情報提供ができるような何らかの冊子のようなものについて検討を進めている、そのようなご説明をした。

岡田委員

1 ページのところの不登校対策に関する状況で、19 番のメタバースのことなのだが、「残りのスケジュールについて」というように書かれているが、このことについて詳しく教えていただければありがたい。メタバースに向かってどうするだとか、残りのスケジュールはどういうふうになるのかということをご説明いただければと思う。

学校教育支援センター所長

まず、メタバースの残りのスケジュールといった趣旨のご質問である。まだこのときにはメタバースに着手していなかったのが、なぜ着手していないのかということと、今年度の終わりまでどのようなスケジュールで進めていくのか、についてお答えする。

まず、まだ着手していなかった理由としては、もともと 2 学期に登校がしにくくなる状態のお子さんに対する支援ということで認識があったので、遅れているということではなくて、もともと 2 学期、秋以降に実施を予定していたというご説明をした。

それから、今年度の残りのスケジュールについては秋に着手、それから、体験会を実施して、実際に石神井台適応指導教室のお子さんに使っていただいて、使っていた

だいた結果についてヒアリングをする等、年度末まで体験会を実施し、様々な対応をしていくというようなご説明をしたものである。

教育長

メタバースの導入について、大まかなスケジュール、今年度の取組をご説明いただいたが、来年度以降、どういうふうに進めるのかご説明いただけるか。

学校教育支援センター所長

今年度は、適応指導教室、石神井台での体験会を実施してきた。来年度の予定については、石神井台、それから、光が丘の適応指導教室にも拡大して、引き続き、このメタバースの体験会を実施していく予定である。その先には、本格実施ということで適応指導教室全体に展開をしてまいりたい、そのような考えである。

仲山委員

メタバースに関連してなのだが、練馬区の場合はこれから評価をしていこうということだが、既に先行してやられているところの結果、評価はどんな具合なのか。このメタバースというのは、不登校対策に役立っているのかどうかということに関して何か既に情報があったら教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

メタバースは、まだあまり全国で本格実施している自治体が少ない。このため、事例としては少ない中での評価になるが、ある一定程度の効果が見られるお子さんもある一方で、なかなか家にずっと引きこもっている状態のお子さんにつながるというところは難しいというような評価も聞いている。そうした他自治体の先行事例も踏まえて、練馬区として、どうしたら効果的な支援につながるのか、検証を続けてまいりたいと考えている。

教育長

ほかはいかがでしょうか。

仲山委員

2ページの55番で、給食室への冷蔵庫の導入とあるが、これは特別な冷蔵庫のことなのか。

保健給食課長

特に生鮮食品の食材については、当日朝に納品していただいている実情がある。これについて、業者さんからは、前日のうちに納品をさせていただいて、冷蔵庫で保管をしていただくことができないかというようなお話があった。それについては、給食室の中のスペースとして、冷蔵庫を置いたり、前日に納品していただいて食材を保管するような場所がないというご説明をした。

仲山委員

現在は、その日に納品されて、配膳されるまではもう室温状態だという、そういう状況であるのか。

保健給食課長

基本的には、納入していただいて、早朝から調理作業が始まるので、来たものからどんどん調理をして給食時間に間に合わせるという実情がある。唯一例外として、牛乳については10度以下で保管しなければいけないので、牛乳保冷庫というのはどこの学校にもあるが、一般的な食材の冷蔵庫というものはなかなかスペースが確保できないということである。

教育長

これは、地場産の食材の導入と絡めてのご質問だったかと思うが、それについてご説明いただけるか。

保健給食課長

納品を当日の朝に一括していただくということが、地場産の野菜の場合に、地元の農家がやるのがなかなか難しいという申出もあった。冷蔵庫の導入によってそうしたことも解消できるのではないかというような話も含めてのご質問だったが、いかにせんなかなかスペースの問題でできない。他区の状況などについても同様というご説明をした。

岡田委員

1ページ25番なのだが、保護者向けガイドの作成ということで、もし出来上がったら頂ければありがたい。これは、保護者向けということなので、対象は小中の子供の保護者の方ということになると思うが、配布対象等を教えていただければと思う。

学校教育支援センター所長

保護者への何らかの情報提供ができるガイドブックということで、今、検討を進めている段階である。配布対象者についてはこれから検討していくことになるが、また、ご報告できるような段階になったらご説明させていただきたい。

仲山委員

67番である。学校医に関することで、担い手不足の現状についてとあるが、この担い手不足の現状というのはどういう状況なのか。

保健給食課長

実際に学校医の交代であるとか、そうしたことがあったときに次の成り手、引き受け手がなかなか出てこない実情がある。欠員が生じるような状況ではないが、人選に

時間がかかることがあるので、それについて、医師会と相談している状況である。

岡田委員

今の件について、私もご質問しようかと思ったが、あるお医者さんから、学校医になる方が非常に少なくて、それは苦情が多いからであるという話を聞いている。苦情が学校医さんのところに来て、その苦情対応でもうやる気がなくなるというようなこともあるということなのだが、例えばどんな苦情があって、学校医さんの成り手がないのか、そういう情報がもしあるようだったらお話しいただければと思う。

保健給食課長

学校医に関する苦情、ご意見だが、以前からあるのは、やはり学校医の先生がいろいろと指示を出したときの語調がきついとか、あるいは、否定的なことを子供に言ってしまったことを指摘されることは従来からあった。また、最近に関しては、どうしても健診のときに、特に上半身だが、着衣のままで検査をするのか、あるいは、脱衣することを求めるのかという点であるとか、あるいは、着衣のときに服の内側に聴診器を入れて触診というようなところに関して、学校医さんとしては正確性を考えればそうしたことも必要というようなこともあるが、子供の人権とか心情をおもんぱかるというような流れもあるので、そうした中でなかなかご理解をいただくのに様々なご意見が出るというところであった。

仲山委員

例えば診察のときの状況だが、上は脱いでもらうとか、そういうような情報は事前にはお知らせはしてはないのか。

保健給食課長

文部科学省の通達などでは事前に十分に説明をして理解を求めるところがあって、基本的にはそのようにご説明している。しかし、その時点で服を脱ぐことに関しては辞退したいというような申出があったり、若干、事前の説明が不足していて、当日の様子をお子さんからお聞きになった保護者のほうから、こういう話ではなかったのかというようなこともある。

教育長

苦情とかそういうのがあった場合というのは、その都度、医師会なり、当該学校医のほうには情報としては伝わっているということではよろしいだろうか。

保健給食課長

実際にそうしたケースに関しては、医師会通じて、場合によっては学校医さんのほうにお話しすることがある。基本的に説明はしていると思う。

小林委員

5 ページの 1) のスキマバイトアプリを利用したスタッフ採用、やるとしたら大変なことになるのかなと思うが、こういうのを利用しないとなかなか人が集まらない現状があるのか。

子育て支援課長

ちょうどこの委員会がある前に、埼玉県のとある自治体で、スキマバイトアプリ、いわゆるタイミーと言われるものであるが、こちらを利用して、夏の臨時のバイトをやったということが報道され、当区においてはどのような状況かというご質問をいただいた。

こちらについては、報道された事業者が、当区でも学童クラブを受託しているところがあったので、ニュースになって、直ちに確認をした。当区においては、その事業者が、学校の給食調理のほうの委託も複数受託されていて、ちょうど夏期というのが、給食調理がなく、業務が少ない時期になり、また夏休み、学童クラブ、ねりっこクラブ、1 日単位の保育になるので、人としては確かにニーズが出る。しかし、当区においては給食調理のほうで雇用している職員とねりっこクラブのほうで調整してシフトを組んで対応しているし、当然、採用については面接をしているというお話をさせていただいた。また、あわせて、ほかの事業者にも、こういうことが報道されているが、間違えてもそういうことがないように、私どものほうとして周知をしているということをご答弁させていただいた。

ご質問にあったとおり、確かに採用については非常に厳しい状況であると思う。今、人が少なくて単価も上がっている。採用がなかなか難しく、特に短期、夏休みの短期だけという形になるとよけい集まりにくいという実情があるというのは聞いている。

森山委員

6 ページの 6 2 番、ねりま若者サポートステーションについて確認したいが、ここは、私のイメージからは就労がなかなか難しいというような印象がある。ここでご紹介する人は結構発達障害の人が多いというイメージだが、どのような経緯からどういう人が利用するのかを教えていただければと思う。

青少年課長

様々な経緯でご利用になる方が多いが、最も多いご利用としては、中学時代、不登校であって、高校年代になってもそのままうちに引きこもっているというような方が多いということを伺っている。

それから、進路決定までは、なかなか少ないのではないかというお話があった。例を申し上げますと、令和 5 年度については、延べ利用者 3,603 人で、そのうち進路決定した方は 72 名となっている。やはりなかなかすぐに決まるというような状況ではなく、コミュニケーション、社会とのつながりを取り戻しながら、徐々に就労について支援をさせていただいている。

仲山委員

72名の方が進路が決まったということだが、どういう職種が多いのか。

青少年課長

職種についても様々であるが、比較的多いのが、対人的なお仕事ではなく、清掃であったり、介護の事業所のお手伝いであったり、そういった業種が多いと伺っている。

仲山委員

8ページの18である。フィルタリングの基準についてという質問があったが、この質問はどのような内容の質問だったのか。

教育施策課長

どういった基準の下に児童生徒用タブレットパソコンにフィルタリング、要するに不適切なサイトを閲覧できないようにしているのか、そういったネットワーク上での制限についてはどういう基準で行っているのかというようなご質問をいただいたものである。

お答えとしては、インターネットサイトを分野ごとに分類した上で、例えば犯罪とか、ギャンブルとか、出会い系とか、そういった閲覧に適さない分野をまず選定して、その分野に属するサイトについて閲覧できないような制御を行っているというようなお答えをしたものである。

岡田委員

4ページである。99番の電子書籍のことなのだが、電子書籍、オンラインコンテンツに関する現状の施策と今後の計画の中で、特に電子書籍についての今後の計画についてお話しいただければと思う。

光が丘図書館長

電子書籍については、区民の方からご要望を多くいただいている。今現在、検討を進めていて、来年の1月14日から区立図書館で電子書籍の貸出しを始めたいと思っている。当初は4,000タイトルぐらいを目標にされていて、児童生徒に向けても、今後、朝読書や調べ学習などに使えるようなものもご用意したいということで準備を進めているところである。

岡田委員

今、子供たちのお話が出たが、学校の図書室などにも電子書籍がこれからどんどん置かれていくという理解でよろしいだろうか。

光が丘図書館長

学校図書館ではなく、区立図書館のほうで所蔵する。児童生徒にはそれぞれID、

パスワードなどをお渡しし、区立図書館の電子書籍をご利用いただく予定である。電子書籍には、同じクラスで全員が同じ資料を使えるような仕組みがあるので、そのような形で活用をお願いしたいと思っているところである。

仲山委員

6 ページの 4 8 番である。振り分け会議という言葉が出ているが、どういうものなのか。

子ども家庭支援センター所長

振り分け会議であるが、令和 3 年度からやっていて、虐待通告に関しては児童相談所、それから、子ども家庭支援センターそれぞれが通告窓口になっている。従来だと、各機関に入った通告については、その通告を受けた機関、例えば児童相談所で通告を受ければ児童相談所が対応しているような形であった。ただ、通告に関しては、リスクが高いものから、例えば地域で泣き声がするので虐待が心配だというようなものまで、様々なものが入ってくる。そういったことから、都と区が合同で緊急受理会議というものをやり、それぞれの機関に入った通告について双方でリスク等を協議して初期対応機関を決めて、決められた対応機関が対応するという形になる。

なので、児童相談所のほうに泣き声で心配だという通告があれば、地域のほうでまずは心配なことがあったり何かお困り事があるかという形で子ども家庭支援センターが入る、そういった形で対応機関を決めている会議が振り分け会議となっている。

仲山委員

どういう趣旨でこの方は質問されたのか。

子ども家庭支援センター所長

この質問の趣旨としては、今、申し上げた振り分け会議をやっているが、どのような事案が対象になって、どんな効果が出ているのかというような質問をいただいているところである。対応機関、例えば児童相談所のほうに、子供をたたいてしまったという通告があれば、従来は児童相談所がそのまま行くわけだが、実際、私も児童相談所で経験したが、たたいてしまったと困った状況の中で 1 8 9 にかけての方が、児童相談所が来ることによって子供が保護されてしまうのではないかとということで泣いてしまうような保護者もいた。そういった方々については、繰り返しだが、子ども家庭支援センターのほうで訪問をしてサービスの紹介であるとか、お困り事を受け止める、そういった形の効果についてご答弁させていただいた。

岡田委員

同じく 6 ページの 5 9 番である。青少年館における若者の居場所づくりということなのだが、学校でやっている先ほどの別室登校、学校の居場所づくり、民間がやっている居場所というのは、小中学生の子供を対象にということで理解できるが、青少

年館における子供の居場所づくりということについて、具体的に教えていただければと思う。

青少年課長

青少年館の3階に、先ほど少しご紹介した若者サポートステーションを運営していて、15歳以上の若者について、ひきこもり状態にある方、それから、自立への不安がある方について居場所を設置していて、様々な自立に向けた支援を行っている。

小中学生の放課後の居場所として児童館というのは例としてあるが、中学校、18歳で児童館を卒業した子供たちの居場所として青少年館がもっと活用されればどうかというような趣旨でのご質問であった。

岡田委員

今のご質問に対してどのように答えたのか。

青少年課長

そういった児童館を卒業した、卒業年次を迎えた若者たちの居場所として、当然、青少年館をご利用いただいているが、さらに児童館と青少年館の連携を密にして、例えば児童館で18歳を迎えた子供が青少年館でコンサートを行うとか活動の機会を提供するみたいな連携を行っている、というような答弁をさせていただいた。

岡田委員

今のお話の中で、15歳以上の子供たちが対象だということなのだが、これが例えば中学生がこの青少年館に行くということは可能なのか。

青少年課長

15歳以下の子供たちが青少年館にくるのはもちろん大丈夫である。先ほどの若者サポートステーション、15歳以上と申し上げたのは、ひきこもり状態にある方や自立に不安がある方の自立の支援をする対象としては15歳以上であるが、15歳以下の子供たちが青少年館を訪れること自体、全く問題ないことである。

仲山委員

今のことに関連してだが、ひきこもりの人がそういう施設を訪れるきっかけというのは、自分からそこにそういう施設があることを知って行くのか、あるいは、こちらのほうが持っている情報を基に誘うのか。

青少年課長

若者サポートステーションをご利用になった経緯は、様々あるが、若者サポートステーションは、ホームページやSNSで情報発信をしている。また、区報だとか、定期的に説明会等、施設で実施しているので、そういったものをお知りになったご本人、またはご家族からのご相談を通じてご利用いただくというケースが多い。

仲山委員

ちょうど今回、点検評価の実績のところを拝見させていただいたときに、まさに若者サポートステーションはどうやって知るのかと思って区のホームページを見たが、なかなかここに行き当たらず、引きこもっている人がどうやってここにつながっていくのだろうかという、そういう疑問を持ったのでお伺いした。なかなか難しいと思うが、もうちょっとひきこもりの人たちに情報が届くような方法はないのかなと思った次第である。

青少年課長

広報については様々やっているところだが、まさに今、引きこもって困っている方、もしくはご家族の方に届くように、手法については今後も検討していきたいと思っている。

森山委員

同じく6番の52の教育虐待という、教育虐待に関する認識とか、そういう質問があったようである。教育虐待とはどういうことか、教えてほしい。

子ども家庭支援センター所長

児童虐待防止法では、虐待について4類型になっていて、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、この4つの分類になっている。なので、法律上、教育虐待という分類がないが、実際には教育に起因する虐待ということで対応することはあろうかと認識している。例えば勉強しないから長時間、夜まで叱責していたとかというような事案については、叱責という部分で心理的虐待として対応している部分がある。あとは勉強しなくて、例えばたたいているというのであれば身体的虐待。そういう意味で、分類としては4類型の中に入っていないので教育虐待というのはないが、背景として教育に起因するものがあるというのは認識していて、そういう場合については、我々子ども家庭支援センターとしては、子供の気持ちとかその状況に至った背景等を丁寧に聞き取った上で、保護者に対して、叱責も過度なものについては虐待に当たるというお話を申し上げたりとか、対応等について、子供に寄り添った対応をしている、そういった現状があることをお答えした。

教育長

よろしいだろうか。

それでは、報告①は終了させていただく。

続いて、報告の②番についてご説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様から何かご質問、ご意見があったらお願いします。よろしいだろうか。

では本件を終了させていただく。

委員の皆様から、その他で何かあるだろうか。

仲山委員

今年度の東京都の教員採用試験の受験者数なのだが、ここ数年と比べて減ったとか、増えたとか、そういうことについてもし情報をお持ちだったら教えてほしい。

教育指導課長

倍率については、1.1倍から1.2倍、若干上がったという話で伺っている。また、採用者も増やしたということも伺っているところである。正確な数字については、また、別途資料をご提供させていただきたいと思っている。

教育長

状況はなかなか好転していないというところはある。

教育指導課長

おっしゃるとおりである。

教育長

では、事務局からその他、何かあるだろうか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

以上である。

教育長

それでは、この後は授業視察ということで11時半からを予定している。
本日の定例会については、この視察の終了をもって閉会とさせていただく。